

町有物品売却(期間入札)の手引き

この度、鶴田町で所有する物品の一部を、次の条件で売却することといたしましたので、購入希望の方は以下を熟読の上、入札してください。

1 入札に付する物件

物件番号	品名	型式等	数量	備考
1	日本除雪機製除雪 アタッチメント	N R T - 5 J	1	動作不明

本件は、鶴田町の除排雪作業で使用していたものですが、長期間使用しておらず、正常に作動するか不明です。物品の状態は下見での確認のみとなります。また、物件の引渡しは現状渡しとなりますので、下見による確認をせずに入札に参加される場合も、物件に関するすべての事項を了承したものとみなします。

2 入札に参加する者に必要な資格

原則としてどなたでも参加できますが、以下のいずれかに該当する場合は入札に参加できません。

○鶴田町に債務がある者

○地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者

3 入札の方法等

(1) 入札の期間 令和 7 年 11 月 17 日(月) 午前 9 時から

令和 7 年 11 月 28 日(金) 午後 4 時まで

入札書類は事前に建設整備課で直接お受け取りになるか、鶴田町ホームページよりダウンロードしてください。

(2) 物件の下見 令和7年11月21日(金)午前10時から午後3時まで

場所：鶴田町除雪センター

(3) 入札書の提出

○入札書を建設整備課窓口へ直接ご持参ください。

○入札書は、町指定のものを使用し、必要事項を記入・押印の上入札書のみを入れて提出してください。また、記入にあたっては必ず黒のボールペンまたはインクを使用してください。金額の訂正は出来ませんので、書き損じた場合は、新たに書き直してください。

○入札書に記載する金額は算用数字を用い、消費税及び地方消費税抜きで記載してください。

※契約金額は消費税及び地方消費税を加えた金額となります。

○封筒の表には「入札書」と記入し、物件番号及び入札者の記名をお願いします。

(4) 保証金

①入札保証金

鶴田町財務規則 117 条第 1 項第 2 号の規定による。

②契約保証金

契約金額の100分の5以上の契約保証金または、契約保証金に代わる担保を納付し、または提供させるものとする。ただし、次の一に該当するときは、その納付を免除する。(鶴田町財務規則 143 条の規定による)

ア 契約者が保険会社との間に町を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

イ 契約者から委託を受けた保険会社と工事履行保証保険契約を締結したとき。

ウ 過去2年間の間に国（公社・公団含む）または地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるき。

(5) 入札の無効

以下のいずれかに該当する入札は無効とします。

- 入札に参加する資格のない者のした入札
- 1物件に2通以上の入札をしたもの
- 入札金額が加除修正されている入札書による入札
- 入札金額以外の記載事項を訂正し、訂正印のない入札書による入札
- 容易に文字を消せる筆記用具を使用した入札書による入札
- 所定の入札書以外の用紙を使用した入札
- 町の予定価格を下回る金額での入札

(6) 開札日時 令和7年12月1日（月）午前9時

開札期日に入札者もしくは入札に直接関係のない職員の立会いのもと開札し、町の予定価格以上で最も高い価格の方を落札者とします。同額入札者がいた場合は、くじにより落札者を決定します。この場合、異議の申し立てはできません。落札者には、売却決定通知書を送付します。落札者が売却決定時に居合わせない場合は、電話で連絡し契約等の説明をします。

4 契約の締結等

落札者は、落札決定後7日以内に契約を締結していただきます。

5 買受代金の納付

落札者は、次のいずれかの方法により売買代金をお支払いください。

- 売買契約締結と同時に一括納付

※この場合、契約保証金は不要です。

○売買契約締結と同時に契約保証金を納付し、残金を指定期日までに町が発行する納入通知書により納付

※売買代金を町が指定する期日までに支払わなかった場合は、契約は解除となり、契約保証金は町に帰属することとなりますのでご注意ください。なお、売買代金の分割納入はできません。

6 お問合せ先

鶴田町役場建設整備課土木係（電話 0173-22-2111 内線 285・286）